

日本林業経営者協会多摩会規約

制 定：平成 8年 6月26日

一部改訂：平成14年7月23日

一部改訂：平成29年10月2日

(名称及び事務所)

第1条 本会は、日本林業経営者協会多摩会(略称・林経協多摩会)という。

第2条 本会は、(一社)東京都森林協会の中におく。

(目的)

第3条 本会は、林業経営の改善を図り、森林所有者の経営意欲の向上に資するとともに、会員相互の発展に寄与することを目的とする。

(組織及び会員)

第4条 本会は、林業経営を行う者で組織し、会員は正会員及び準会員とする。

(役員及び職員)

第5条 本会に、会員の中から次の役員を置くことができる。また、必要に応じて職員を置くことができる。

名誉会長	若干名
会 長	1名
副 会 長	若干名
監 事	若干名

(事業)

第6条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 (一社)日本林業経営者協会への協力
- 2 林業税制、林地の相続等の調査研究及び要望
- 3 講習会、講演会等の開催
- 4 他の林業関係団体への参加協力
- 5 その他目的達成に必要な事項

(会員の加入・脱退)

第7条 本会に加入もしくは脱退しようとする場合は、総会の承認を得て、事業年度毎に処理するものとする。

(役員を選任・任期)

第8条 役員は、正会員の中から選任する。

第9条 役員は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

第10条 役員は、次のとおりとする。

- 1 会長は、本会を代表し、会の事務を統括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長が事故又は欠員を生じた時は、会長の職務を代理する。
- 3 監事は、会計を監査し、総会において監査報告を行う。

(総会及び会議)

第11条 総会は、年1回通常総会とし、毎事業年度終了後概ね2か月以内に会長が招集する。

総会の議長は、会長が決定する。

総会の議決事項は

- (1) 事業報告及び収支決算
- (2) 事業計画及び収支予算案
- (3) 役員承認
- (4) 規約の変更
- (5) その他必要と認められる事項

また、必要に応じて会議等を開催することができる。

(会計及び経費)

第12条 本会の経費は、会費、寄付金、その他の収入を以て当てる。

第13条 本会の事業年度(会計年度)は、毎年4月1日から翌年3月31日とする。

第14条 本会として、会議、行事等に参加する場合は、会議費、旅費等を支給することができる。

(その他)

第15条 この規約で定めるものの他、本会の運営に必要な事項は、会長が別途定めることができる。

(附則)

この規約は、平成14年7月23日から施行する。

(附則)

この規約は、平成29年10月2日から施行する。